

様式第3号（第7条関係）

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 平成28年度第1回水戸市都市計画審議会
- 2 開催日時 平成28年6月9日（木） 午後3時30分から午後5時15分まで
- 3 開催場所 本庁舎前議会臨時庁舎 2階 全員協議会室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委 員 村田進洋，福島辰三，松本勝久，田中真己，綿引健，笹沼恭一，高島和子，楢崎ひろ子，鹿倉よし江，川島宏一，山田稔，安徹，出井滋信
 - (2) 執行機関 高橋靖，秋葉宗志，村上晴信，小川喜実，黒澤純一郎，小田切幸司，根本隆弘，北村允孝，角田光紀，坪貴之，久木崎隆，照沼洋介，大森幹司，須田秀人
 - (3) その他
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - ・都計諮問第2号 水戸・勝田都市計画 土地区画整理事業の変更（水戸市決定）について（公開）
 - ・都計諮問第3号 水戸・勝田都市計画 地区計画の決定（水戸市決定）について（公開）
 - ・都計諮問第4号 水戸・勝田都市計画 都市計画道路の変更（水戸市決定）について（公開）
 - ・都計諮問第5号 水戸・勝田都市計画 都市計画道路の変更（茨城県決定）について（公開）
 - ・都計諮問第6号 水戸・勝田都市計画 用地地域の変更（水戸市決定）について（公開）
 - ・都計諮問第7号 水戸・勝田都市計画 高度地区の変更（水戸市決定）について（公開）
 - ・都計諮問第8号 水戸・勝田都市計画 公園の変更（茨城県決定）について（公開）
 - ・都計諮問第9号 水戸・勝田都市計画 緑地の変更（茨城県決定）について（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0人
- 8 会議資料の名称
 - ・都計諮問第2号 水戸・勝田都市計画 土地区画整理事業の変更（水戸市決定）
 - ・都計諮問第3号 水戸・勝田都市計画 地区計画の決定（水戸市決定）
 - ・都計諮問第4号 水戸・勝田都市計画 都市計画道路の変更（水戸市決定）
 - ・都計諮問第5号 水戸・勝田都市計画 都市計画道路の変更（茨城県決定）
 - ・都計諮問第6号 水戸・勝田都市計画 用地地域の変更（水戸市決定）
 - ・都計諮問第7号 水戸・勝田都市計画 高度地区の変更（水戸市決定）
 - ・都計諮問第8号 水戸・勝田都市計画 公園の変更（茨城県決定）

- ・都計諮問第9号 水戸・勝田都市計画 緑地の変更（茨城県決定）
- ・平成28年度第1回水戸市都市計画審議会（パワーポイント印刷）

9 発言の内容

執行機関

お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただ今から平成28年度第1回水戸市都市計画審議会を開催させていただきます。

はじめに、高橋靖水戸市長より御挨拶申し上げます。

市長

本日は、大変お忙しい中、本審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、何かと本市の都市計画行政に多大なる御尽力と御協力をいただいておりますこと、心から御礼と感謝を申し上げたいと思います。

本日お諮りをいたします案件についてでございますが、根本第一地区と都市計画道路の見直しなど計8件の決定について御審議をいただくものでございます。後ほど、担当より説明をさせていただきますが、根本第一地区につきましては、これまで、平成12年に都市計画決定いたしました区画整理事業により良好な住環境を図ることとしておりましたが、区画整理事業の進捗が図られないまま現在を迎えているということが課題となっているところでございます。

そのため、水戸市第6次総合計画及び都市計画マスタープランにおける根本地区の位置づけや、区画整理事業地内の方たちのご意見を踏まえ、良好な住環境づくりに向け、今回、区画整理事業の見直しを行うものでございます。

また、都市計画道路の見直しにつきましては、現在、都市計画決定から長期間未着手となっている路線が多数存在をいたしております。人口減少など社会経済情勢が都市計画決定時から大きく変化している状況にございまして、その整備の必要性を検証した結果、長期未着手となっている7路線、7区間について見直し対象区間とさせていただきました。

委員の皆様方におかれましては、本案件につきまして、慎重な御審議をお願い申し上げ、私のほうからの御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

執行機関

ありがとうございました。

続きまして、本年度1回目の都市計画審議会であり、委員の改選もございましたので、改めて委員のお名前を名簿順にご紹介させていただきます。

__番 _____ 委員でございます。

__番 _____ 委員でございます。

__番 _____ 委員でございます。

__番 _____ 委員でございます。

__番 _____ 委員でございます。

__番 _____ 委員でございますが、本日は欠席でございます。

__番 _____ 委員でございます。

__番 _____ 委員でございますが、本日は欠席でございます。

__番 _____委員でございますが、本日は欠席でございます。

__番 _____委員でございます。

__番 _____委員でございます。

__番 _____委員でございます。

__番 _____委員でございます。

__番 _____委員でございます。

__番 _____委員でございます。

__番 _____委員でございます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

副市長の秋葉でございます。

都市計画部長の _____でございます。

都市計画副部長の _____でございます。

都市計画課長の _____でございます。

市街地整備課長の _____でございます。

建設計画課長の _____でございます。

私は、本日司会を担当します都市計画課課長補佐の _____でございます。よろしくお願ひ
します。

それでは、議事に入らせていただきます。

______会長に議事の進行をお願いいたします。

会長

それでは、ただ今から議事に入りたいと思いますが、まず、出席者を確認いたします。

事務局から御報告お願いいたします。

執行機関

本日の出席者数を御報告させていただきます。

審議委員数16名のうち、現在13名が出席されております。

会長

ありがとうございます。

事務局より出席者数が委員数の半数を超えているとの報告がありました。したがって、
本審議会は成立しております。

続きまして、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

__番 _____委員、__番 _____委員をお願いいたします。

なお、本審議会につきましては、水戸市附属機関の会議の公開に関する規程に基づき、
原則公開とさせていただきますので、御承知おきください。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、諮問書の提出を願います。

市長

それでは、一括して諮問をさせていただきたいと思ひます。

都計諮問第2号 平成28年6月9日 都市計画審議会様 水戸市長高橋靖

諮問書 水戸・勝田都市計画 土地区画整理事業の変更(水戸市決定)について

都計諮問第3号

諮問書 水戸・勝田都市計画 地区計画の決定(水戸市決定)について
都計諮問第4号
諮問書 水戸・勝田都市計画 都市計画道路の変更(水戸市決定)について
都計諮問第5号
諮問書 水戸・勝田都市計画 都市計画道路の変更(茨城県決定)について
都計諮問第6号
諮問書 水戸・勝田都市計画 用途地域の変更(水戸市決定)について
都計諮問第7号
諮問書 水戸・勝田都市計画 高度地区の変更(水戸市決定)について
都計諮問第8号
諮問書 水戸・勝田都市計画 公園の変更(茨城県決定)について
都計諮問第9号
諮問書 水戸・勝田都市計画 緑地の変更(茨城県決定)について
以上8件でございます。よろしくお願いいたします。

会長

今回の審議は、諮問数が数多くございまして、また、各諮問に関係性があります。
諮問に対する審議の進め方について、何か事務局で案はございますでしょうか。

執行機関

今回の諮問ですが、大別いたしますと、根本第一地区についてと都市計画道路の見直し
についてとなっております。

それぞれについてまとめて説明をさせていただいた後、説明を踏まえて、まとめて御審
議いただくのがよろしいかと考えております。

会長

事務局より、まとめて説明の上、まとめて審議という提案がございましたが、そのよう
な進行でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長

それでは、異議がないようですので、事務局より、まず根本第一地区について説明をお
願ひいたします。

執行機関

では、説明に入ります前に、配付資料の確認をしたいと思います。

本日お配りしております資料は、都計諮問第2号から第9号までの都市計画の正式図書
となるもの及びスライドをコピーしたものとなっております。

では、内容につきまして、前面のスライドに沿って御説明いたします。

では、まず、根本第一地区について説明をいたします。

根本第一地区に関する諮問ですが、諮問第2号 根本第一土地区画整理事業の変更、第
3号の地区計画の決定、第4号、第5号の都市計画道路の変更のうち北見町根本線と赤塚
駅水府橋線について、諮問第6号の用途地域の変更、諮問第7号の高度地区の変更のうち
根本地区の部分となっております。

こちらが根本第一地区の位置となっております。

本地区は、水戸市の中心市街地北側に隣接をしている区域でございますが、水戸駅から北に約1キロメートル、常磐自動車道水戸インターチェンジから東へ約8キロメートルの地点に位置する約26ヘクタールの区域となっております。

今回の変更に至った経緯でございますが、根本第一土地区画整理事業については、那珂川の堤防など周辺の都市基盤が整いつつあり、宅地化が進む傾向にあったことから、計画的に良好な住環境を形成するといったことを目的としまして、平成12年に都市計画の決定をしております。

しかし、平成13年に事業認可を受けたものの、住民から事業計画及び換地計画について同意が得られなかったこと、地価下落等により事業の進捗が見込めず、平成18年1月に事業中止の決定をしております。

現在の状況として、地区内においては、既存の住宅に加え新たな住宅も立地し、宅地化が進行しており、今後、無秩序な市街地形成が懸念されております。

また、お住まいの方から、生活道路や下水道等の整備要望も上がっている状況でございます。

以上のことから、諮問第2号において、事業中止となっている土地区画整理事業の都市計画を廃止することとし、そのかわりに、地区内の良好な住環境の形成を図るため、諮問第3号において地区計画の決定をいたします。

また、諮問第4号及び第5号において、土地区画整理事業に併せて決定していた都市計画道路2路線の変更をするとともに、諮問第6号及び第7号において、用途地域、高度地区の変更を行うものでございます。

それでは、図で説明させていただきます。

まず、土地区画整理事業については、事業の中止を受け、都市計画についてもこれを廃止いたします。

次に、地区計画については、土地区画整理事業にかわるまちづくりとして、安全性、利便性を高め、良好な住環境の形成を図るため、地区施設として道路を配置する計画といたします。

この地区内の道路については、すれ違いが可能であること、緊急車両が通れることを目的として、幅員4メートルの道路1路線、幅員5メートルの道路1路線、幅員6メートルの道路5路線を設定しております。

次に、土地区画整理事業に併せ決定していた北見町根本線につきましては、土地区画整理事業を廃止するという前提のもと、将来交通量の検証を行った結果、交通量は増加しないという結果が出ましたので、こちら全線を廃止するものでございます。

また、赤塚駅水府橋線につきましても、同様の理由によりまして、4車線と計画されていたものを2車線へと変更し、名称につきましても、幅員の減少により3・3・30号赤塚駅水府橋線から3・6・30号赤塚駅水府橋線に変更するものでございます。

次に、用途地域については、これまで暫定用途として第一種低層住居専用地域を定めていた区域のうち、将来の土地利用を見据えまして、根本線の沿道を第一種住居地域に、赤塚駅水府橋線の沿道を第二種住居地域に変更いたします。

その範囲は、それぞれ道路境界から30メートルの区域でございますが、第一種住居地域に変更する区域が約2.4ヘクタール、第二種住居地域に変更する区域が約4.7ヘクタールと

なっております。

また、第一種低層住居専用地域として定める部分についても、容積率を現在の60%から80%に変更するものでございます。

次に、高度地区でございます。

高度地区については、用途地域の変更に伴い、第一種住居地域となる区域を20メートルまでの高さの建築物を認める第二種高度地区に、第二種住居地域となる区域を25メートルまでの高さの建築物を認める第三種高度地区に変更いたします。

最後に、今回の都市計画の変更手続きでございますが、まず、昨年9月に地元説明会を行っております。土地区画整理事業の変更、都市計画道路の変更、用途地域の変更、高度地区の変更、こちらの原案については、公聴会を予定しておりましたが、公述申出人がございませんでしたので、中止となっております。

地区計画については、昨年の12月に、2週間、原案の縦覧を行い、2件の意見書の提出がありました。

その後、今年5月に、2週間、都市計画案の縦覧をいずれも行っておりますが、意見書の提出はございませんでした。

なお、地区計画の原案に対する意見書でございますが、意見の要旨といたしまして、1人は計画に反対、理由としては、地区内の道路の拡幅により、所有する土地を取られたくないというものでありました。

それに対しては、道路整備については、できる限り私有地にかからないよう、現在、設定しておりますが、中には買収を伴う箇所もございます。今後、相談をさせていただきながら、道路整備の進捗を図っていきたくと考えております。

また、もう1人の方からは、意見の要旨としましては賛成、道路にあわせ上水道・都市ガスの整備もしてほしいということでありました。

これに対しては、上下水道については、今後、道路の整備を進めていく中で検討していきたいと考えております。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

会長

ただ今、事務局から説明がございました根本第一地区について、御質問、御意見等がありましたら御発言をお願いいたします。

委員

今回の都計審に関わる都市計画決定ですが、平成12年の9月からやってきて、第1点は、今までこの根本第一区画整理にかけた費用というのは、国、県、市、これはどのぐらいの配分なのですか。いくらぐらいになっているか。それが第1点と、今回、第2種高度地区ということで20メートルまで建物ができる。那珂川沿岸で、根本地区は、ご存じのように低湿地帯ですね。ですから、昔は、那珂川の堤防ができる前は氾濫をしたり、そういう場所ではありますが、地質は相当軟弱だと思うのです。

ですから、これから上下水道をやるにしても、低い土地から高いところへ排水をしなければならぬのではないかという危惧があるのですが、この26ヘクタールが、今回の都市計画変更によって、第一種低層住居専用地域や第1種、第2種住居地域といろいろ用途変更がございしますが、この点、危惧されるのは、あの低湿地帯に高いものが建って、水害、

那珂川の氾濫や何かで、なぜこの区画整理が進まなかったかといえば、低湿地帯で、居住環境には、駅から近くていいところだけれども、そういう不安材料があるということだったのです。そういう関係で、安全・安心、確実な住環境の整備ができるのか、まず、この点を聞きたいです。

会長

それでは、2点御質問をいただきました。予算に関しての御質問と、それから、安全・安心なまちづくりが可能かということ、2点でよろしいですか。

では、事務局のほうで御回答をお願いいたします。

執行機関

ただ今の___委員の御質問にお答えいたします。

まず、第1点目ですが、公費の投入につきましては、公費はまだ事業を行っておりませんので投入はしておりませんので、0円でございます。

第2点目でございますが、洪水に対することにつきまして、常陸河川国道事務所より、洪水・浸水想定区域図が示され、市の防災部門において新しいハザードマップを作成するという話を聞いております。那珂川下流域の堤防は平成26年3月に完成しましたが、ここまで整備したから十分という線引きはなく、防災体制などハード制度を補完するソフト面で対応が重要と考えております。

根本地区の災害対策については、関係機関と連携を図りながら、しっかりと対策を行ってまいります。

以上でございます。

委員

先ほど、3・3・30号が、今度3・6・30号になると。都市計画法では、最初の3、その次の3、3が6になって30号になったということは、今までよりも道幅が狭くなったと。これは全体に、3・3・30号は赤塚駅から水府橋線までが3・3・30号、今度は3・6・30というのはどの部分を指すのですか。全体を変更するのですか。

会長

事務局のほうから回答をお願いします。

執行機関

ただ今の___委員の御質問にお答えいたします。

全路線が3・6・30に変更となるものでございます。

会長

___委員。

委員

そうしますと、今まで3・3・30号線で、我々、議会でも何回も質問しているが、全体が3・6・30号ということは、途中、赤塚駅前から農協の前はまだ未完成であるし、また、五軒町下から水府橋線も未完成であります。そうすると、なぜ3・3・30号を3・6・30号にしたという意図は、より早く、より大きくできるということだろう。先ほど、3・6・30号は道幅が狭くなったから3・6・30号と言っていましたよね。そうすると、全体を道幅を狭くするという。それと予算の面はどうなるのですか。

会長

道幅の変更の理由と予算の内容について、御回答いただけますでしょうか。

執行機関

ただ今____委員のほうからお話しいただきました件についてお答えさせていただきます。

今、赤塚駅のほうから、全線、水府橋のたもとのほうまでが一応3・3・30号線ということで都市計画決定された路線の中で、お話のありました赤塚駅から国道50号のほう、それから、そこから沢渡川に至るところの区間で、真ん中だけが未完成になっている部分があります。

そちらのほうを、私どものほうでは、通称都市計画道路堀以降区ということで事業の計画をしております、その未完成になっている部分の道路については4車線で事業を行う予定としております、一応、概算ですが、総工費としては約18億円ぐらいかかるのではないかとということで今考えてございます。

委員

私が質問しているのは、根本地区の区画整理の都市計画変更によって、何で赤塚のほうまで3・3・30号が3・6・30号になるの。その意味が理解できないのだよ。都市計画法では3・3・30号、3・4、3・5、3・6っていくのだろう。そうするとだんだん道幅が狭くなるわけだよ。一挙になぜ3・3が3・6になるの。3・4・30ならまだ理解できるよ。それは理由は何ですか。

会長

道路幅の変更の理由について御説明をお願いします。

執行機関

今の____委員の質問にお答えいたします。

都市計画道路3・3・30号線の全線のうち、赤塚駅のほうからずっと渡里のほうに向かって来るところについては4車線になってございますが、今回、全線のうち、その4車線を占める部分が、今回の根本の区画整理の部分が11メートルになることによって過半が4車線ではなくなるということですので、そちらのほうの代表幅員を考えた場合に、半分以上が11メートルという幅員になるものですから、そちらのほうで3・6・30という形の表現になったということになっています。

委員

だって、おかしいでしょう。3・3・30だから、こっちは赤塚のは12メートル？18メートル？

会長

事務局から回答をお願いします。

執行機関

赤塚のほうの区間につきましては、4車線で、代表幅員が22メートルです。

委員

だから、それは3・3・30号だから24メートルできるの。今のお答えでは、根本地区が11メートルになったから3・6・30号にしたのだと。変更理由が理解できないのだよ。全体に、赤塚、堀、渡里の国道123号線までは3・3・30号、その先は3・6・30号というならわかるよ。まだ根本町の一部が3・6・30号というならわかるよ。今まで3・3・30号

というのは、22メートルでやってきたら、今度は3・6になったら11メートルですよという都市計画の変更はあり得ないだろう。そうだろう。一部で分けなかったら、今まで3・3・30号で、また国、県に予算要求も3・3・30号でやっている。我々議員も、議会も、全部それで理解してきた。それが22メートルが一番最後のところが11メートルになったから3・6・30号、3・3・30号が3・6・30号になりましたよということでは納得できない。

というのは、今やっていたって、一部、農協の前や何かはまだ事業認可していないのだから。今後、3・6・30号で事業認可をした場合には11メートルになる可能性だってあるんだよ。その22メートルから11メートルの間で。3・3だから22メートルの道路でずっとやってきたのだ。だから、そういう都市計画の変更は理解できないのだよ。

だから、根本町に関わる道路の一部が、最後が3・6・30号になって、その前までは3・3・30号ですよという説明なら理解できるけれども、全部が3・6・30号になりましたという説明では理解できない。

理解するためには、どういう理由なのだと。今までの説明では、11メートルになったから3・6・30号に変更するのですよと。今までは22メートルでやってきましたよと。今度は3・6・30号といたら、ちょうど赤塚駅前の50号国道から、一部農協の前のところから沢渡川のところを今やっているけれども、その間が3・6・30号で事業認可になったら11メートルになってしまうでしょう。そういう不安もあるし、また、今までの平成12年から都市計画決定をしてやって、住民説明会や何かは、地元はみんな3・3・30号と理解しているのだから。3・6・30号になった大義名分は何なのかと。

会長

ちょっと図面で説明していただいたほうがわかるかもしれないと思いますから、今回の都市計画変更の対象の路線と。

委員

皆さんにわかりやすいのは、3・3・30号が総延長何メートル、今回の根本町の区画整理する11メートルの道路は何メートルって説明してみなよ。そうするとわかるから。全体の何十分の1だろう。

会長

事務局のほうでお答えください。

執行機関

前に都市計画図があるので、そちらを使って説明いたします。

会長

よろしくをお願いします。

執行機関

今お話しいただきました都市計画道路3・3・30号赤塚駅水府橋線というのは、こちらの図面でいきますと、ここが赤塚駅になります。こちらのほうから北にずっと行って、国道50号を越えて、そのまますぐ行きまして、国道123号にぶつかりまして、そのまま北側の那珂川の縁を坂道を下っていきまして、ずっと川縁に行きますと、今度はこれが国道118号の下をくぐりまして、そのままずっと气象台の下を通りまして、ここが南町から来る水戸トンネルとの交差点、そちらのほうの下もくぐりまして、この水府橋のところに至る

道路になってございます。

今回の都市計画決定の変更の区間というのは、こちらの国道349号、トンネルから抜けた道路、そちらのほうからこの水府橋に至るところがこれまで4車線で計画していたものを11メートルにするという形の変更になってございます。

委員

だから、そこが何メートルあるの。全体が何メートルで、そこが何メートル。

執行機関

全体の延長は9,280メートル。

委員

そこは。

執行機関

この部分については990メートルになります。

委員

そうだろうよ。1割だろう。

執行機関

あと、都市計画決定上の話ですが、この中で、実際に、全線のうち4車線として計画決定していたところが、こちらの赤塚駅のところからここまでです。

委員

123号。

執行機関

はい。ここから先はずっと2車線の計画決定になっておりまして、ここの一部349号線との前後からまた4車線になっていたという形になってございます。

今回の変更に伴いまして、ここの部分が、代表幅員で11メートルという形になりますと、全線の中で2車線として占める割合の過半以上が2車線ということになりましたので、路線としては3・6・30ということで区画が変わったのですが、こちらの赤塚駅から123号までの間の路線のところについては計画の幅員は変えてございませんので、3・6・30という名前はありますが、この幅は4車線の決定のままという形になってございます。

ですから、名前のつけ方のところの問題になってしまうかもしれないのですが、全体の延長に占める2車線の割合が半分以上になってしまうので、路線の名称としては3・3・30から3・6・30ということで、規格落ちという形の名前にはなってしまうのですが、実際にまだ未着手となっている赤塚駅から出ている国道50号からちょうど沢渡川を渡る手前の間の1スパンの部分については幅員は22メートルのまま、都市計画決定をしたままの事業に応じて進めるという形になってございます。

委員

だから、全部で9,900メートルが今回の根本町の土地区画整理事業であると。しかし、赤塚駅前から123号までは22メートルの4車線でやると。そうすれば、何も123号までは3・3・30号でいいのではないの、都市計画変更しなくても。それから、123号線から渡里台地を下がって、五軒小学校の下から、今回の根本町から水府橋までを3・6・30号にすれば何ら問題ないのではないですか。

なぜ私がこの質問をするかという、3・3・30号だから、22メートルの道路で国から

も補助を受けたり何かできるのです。3・6・30号にするということは、22メートルの道路が、根本地区ができないから11メートルに変更するのだ。だから3・6・30号にしたのだと。それはわかります。それならば、11メートルの国道123号線から水府橋までを3・6・30号にすればいいのではないですか。

大義名分がないでしょうよ。大義名分は、3・3・30、3・4・30、3・5・30、それで急遽3・6・30というのは、幅員がどんどん狭くなるから3・6になったのですよ。11メートルが22メートル。だから、123号線まで3・6・30号にする大義名分は何なの。ないでしょうよ。

委員

都市計画道路の名前のつけ方というか、どこからどこまでを一つの都市計画道路の路線としてナンバーにするのかという問題と、あと一つは、都市計画道路のナンバリングというか、名前のつけ方によって国費なり補助が入るかどうかということの違いがあるのかどうかということもちょっと御質問にありましたけれども、まず、事実関係として、予算のことについては何か関係があるのですか、ナンバリングで。

では、事務局から御回答ください。

執行機関

予算につきまして、国費の補助については、路線名では作用しておりません。

委員

作用しないということは、影響を受けない。変わっても国費が出る区間、今までの4車線の区間は国費が出る対象になるということですか。

執行機関

当然、国庫補助制度を使って申請する場合に、都市計画道路の事業を行うに当たっては、都市計画の事業認可を取得してからということになりますので、そちらの図面で幅員がきちんと示されていれば、その部分については補助の対象となります。

会長

ありがとうございます。

委員

私は、昭和46年、市街化調整区域になったときから市会議員をやっているんだ。もちろん、都市計画法も何も当初からやっているからよくわかっているんだよ。3・3と3・4と3・5と3・6と、今まで都市計画が説明してきたのは3・3・1号線、それは水戸駅前から抜け出る道路、全部メインの都市計画の幅広い道路は3・3なのです。だから、今回も赤塚駅前から渡里まで抜けるのは3・3・30号なんだよ。

あなた方は適当なことを言っているのか。都市計画法で水戸市の都市計画図、3・3と3・6では、もう3・3と見た場合には、これは24メートル道路で幹線道路なのです。3・4、3・5、3・6になったときには11メートルだから支線道路なの。そう説明を私は受けてきたんだよ。

では聞くが、都市計画法がいつ変わったんだ。それを教えてくれ。私は都市計画のこの市街化や市街化調整区域をつくった____さんの秘書をやっていたんだよ、建設省の都市局長。それで昭和46年にこれを出したんだよ。だから、都市計画法が、3・3が3・6になっても、道幅は関係ない、メインではないよという法律はいつ変わったんだ。その法律、

都市計画法第何条という都市計画法を出してくれよ。

委員

いい加減なこと言っているんじゃない。

会長

都市計画道路の名前のつけ方と、幹線。

委員

もう決まっているのです、3と4と5と6で。だから、水戸駅から水城高校へ抜けているのは3・3・1号線。だから、みんな幹線道路は3・3なのです。

委員

都市計画決定されてから16年間、その間のうちに都市計画部から建設部のほうに変わったのだよね、この都市計画道路というのは。変わって何年になりますか。

ですから、今、____委員が言われるように、仮称さくら通りだって3・4・16から3・3・16に広がったんだ。だから、それによって幅員というのは決まっているのだけれども、それは都市計画部と建設部で、今ここで結論、ここで切るとかはできないだろうと思うので、それは宿題として出しておきますから、後で報告をしていただいて、こういうふうにしますというような答えを今日いただかないと話が進めない。

では、これまでに、16年間のうちに、この区画整理を前提として計画をして、地元に入り込んで交渉をしてきた経緯、そのときの減歩率というものは何%だったのか。その一番ネックになったのは、区画整理ができなかった原因というものは何だったのか。16年間ですよ。この間は道路1本つくれなかったのだから。だから、最初からこういう形でやれば、今の道路幅員を単純買収や何かでもって広げていくことはできたわけだし、それが遅れたのは、その辺の強制ということの問題があったのだろうと思う。

ですから、それは宿題でいいのだけれども、これは会長さんにお任せしますので、番号のやつはどういうふうにするか。これは3・3と3・4と3・6というのは確かに違うのです。それは距離が何メートルしかないからとか何メートルあるからとかという問題ではないと思いますよ。

ですから、その辺のところだけは、途中から都市計画部から建設部に変わられた経緯というものがあって、まだ建設部にきてから日が新しいので、多分よくわからない部分もあるだろうと思うし、都市計画部も当時の人たちはもう変わってしまっていてしまっているから、その引き継ぎ、経緯がわからない部分もあるのだろうと思いますので、私は百歩譲ってこういう意見を言っているのだよね。

ですから、そういうことで、これはこれとしておいて、後で会長のほうにも報告をして、そして、答えを我々がもらえばいいだろうというふうに、今日の進め方としては、会長さん、いかがなものでしょうか。そういうことで、____さん、どうですか。

会長

そうしますと、今日の議論としては、3・6・30号という名称は御審議いただいて、審議会としては、この場では、宿題はありますが、了解していただけますか。

委員

了解しないよ。だって、3・6・30号になりましたという法律の変更や大義名分はないでしょうよ。

委員

名称の変更をなぜしなければいけなかったのかという理由を説明してくれたらわかりやすいのだよ。

委員

いや、法律はもう決まっているんだ。3・4・30が広がったら3・3・40になるのだから。

委員

だから、3・3でやってきたのだから。

委員

その理由は何なの、理由は。

委員

法律第何条によってこうなったのだという説明すればいいよ。都市計画法を言えよ。

委員

理由がはっきり明確になれば、どういう理由で名称が変わったのか。

委員

切つてだめという法律はないから。

委員

だから切れればいいんだよ。

委員

そういう条件で、今日はこれを認めると。できないという理由は何なのかね、これ。切ることはできるでしょうよ。

委員

数字の名称や変更の理由を明確に出して、委員さんにわかりやすいように説明する。そうすれば委員さんは納得する。

委員

赤塚駅から123号が今までのとおり3・3・30で、123から水府橋までが3・6・30ですよ。そう変更しますからお認めくださいと言えば、はいと言う。全部を変えるというから。

委員

だから、どこまで切るということを、3と6を、それはここで答えをもらって、今日はどこという場所は難しいだろうから、これは推考しなければならないでしょうよ。

委員

反対はしていないんだよ。

委員

切るという約束だけしたら良い。それは任すから。

委員

2つに分ければいいんだよな、本当はな。

委員

そうやらないと、国道、国道で分けているのだから。

会長

事務局から御説明をお願いします。

執行機関

たびたび申しわけありません。

この3・3・30号線の経過についても一度説明をさせていただきます。

こちらの都市計画道路3・3・30号線につきましては、以前は3・6・30号線というような呼び方をされていた都市計画道路になってございます。そのときには、全線のうちの半分が4車線ではなかったということで3・6・30ということだったのですが、その後、根本町の区画整理に伴って、その部分を都市計画決定した際に、その部分を4車線にしたことから、全線の中で4車線の部分が占める割合が過半を超えたため3・3・30という名前につけ替わってございます。

今回、その4車線だった部分をまた2車線に戻すことになったことによって、4車線の部分が過半を切ってしまったということで、もとの計画道路だった3・6・30に名前が戻ったという形になっております。

こちらの道路の名前のつけ方につきましては、当然、4車線のところは規格上3ではないか、2車線のところは6ではないかというお話がございしますが、全線に占める過半の割合、4車線なのか2車線なのか、代表幅員の持っている幅員の構成が過半を占めるほうで名前を決めてきたという経過がございまして、今回、根本の部分が4車線から2車線に落ちることによって、その過半を占める代表幅員が2車線の部分が多くなったということで3・6・30という形になってございます。

ただ、繰り返しになりますが、先ほども御説明差し上げたとおり、赤塚駅から国道123号までの区間については4車線のままの決定の幅員になっておりますので、そちらのほうについては幅員は22メートルのままになってございますが、そのポイントで見れば、幅員の構成は3・3・30の幅員となるのですが、路線の起終点の全体の延長に占める割合によって番号が変わってしまうということで、今回は3・6・30という形になってございます。

会長

ありがとうございます。

委員

だって、理由にならないでしょうよ。9,900メートルで、今回の根本町の区画整理は900メートルだよ。1,000メートルもないんだよ。それがなぜ過半数になるんだよ。

会長

事務局、お答えください。

執行機関

すみません、説明が不足してございました。

全線の路線の延長は9,280メートル。

委員

今回の根本町は何メートル。

執行機関

990メートルでございます。

それで、9,280メートルとして決定していたもののうち、今回の990メートルが4車線から2車線になることによりまして、もともと今回の対象でない部分で11メートルの区間もございまして、全線でいきますと、4車線の部分が3,570メートル、これが赤塚駅から123

号のところまで至るような形になりますが、残りの部分につきましては2車線ということで、5,710メートルということで、トータルの延長は変わらないのですが、その占める割合が変わってしまったという形になってございます。

すみません、説明が不足しておりました。

委員

どうやっても突っ張るのか。今回は、今やっているのは根本第一地区の区画整理の廃止についてやっているのだよ。その根本町の990メートルが4車線が2車線になったから3・6・30号に変えるのだと。ほかは区画整理で、今説明しているのは、根本町の区画整理を変更することで審議会をやっているのだろうよ。何でそうごまかすの。そうしたら全体の1割でしょう。

会長

それでは、___委員、お願いします。

委員

これは、大きく分けて、___委員が再三言っているのは、まず1番目に、赤塚から123号、123号から残り5,700メートルですか。これは最初の計画は同一でやったっていいのですが、それは4車線ということで、当初はそれでいいと思います。

ところが、最終的には3・6・30にしなければならないというふうになってしまったわけですよ、今回の根本町ね。しかも、全体の中からいったら990メートル、5,700メートルからいっても5分の1ですよ。だから、これを大きく分けられないのですか。赤塚から123号、123号から残りという。ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

会長

都市計画道路の一つの路線の長さの決め方の問題について、確か起終点は決まっているような御説明だったと思いますが、その辺が今のままの起終点で続けるということの意味を御説明いただきたいです。

それでは、事務局のほうで御説明をお願いします。

執行機関

御説明いたします。

こちらの道路につきましては、県決定の路線となっております。

今後、茨城県のほうと協議をさせていただきまして、路線を2つに分けて名称を変更するかどうかということについても協議をしていきたいと考えております。

最終的に茨城県のほうで決定する内容になってくるものですから、その辺はこれから協議を進めていきたいと思っております。

委員

これは、我々は、___委員も私も、現在は、県の地方都市計画審議委員は、うちの議長が茨城県議長会長だから入っているんだよ。我々もやってきたんだよ、県の地方都市計画審議委員は。

だから、水戸市から上げれば、それは県が認めるのは間違いないんだよ。何でそう役人根性で、1回決めたら絶対身構えて聞かないと。だって、あんたがやっているのが間違ったら、水戸市の都市計画法で番号順に必ず幹線道路というのは乗せていくのだから。それが、急遽、3・3が3・6になったら下に行く、これは赤塚駅前から抜ける道路、水戸市

の駅前から南町も3・3・1号線とあって、みんな駅前から抜けている4車線以上の道路は幹線道路なの。これが急遽3・6になったら全然都市計画法の見方が変わってきてしまう。それが何で素直に、県の地方都市計画審議委員なんていうのは、議長がいるから、みんな水戸市から出ているのだから、水戸市から上げれば何ら問題ないでしょうよ。

長くやっても皆さんに迷惑をかけるから、そういうことで、あとは会長に任せますから、次に移ってください。

会長

ありがとうございます。

県決定の都市計画ということですので、恐らく、対象の都市計画路線を2つに分けられるかどうかということも、この場の審議では。

委員

いや、分けられますよ。水戸市で決めれば分けられます。都市計画道路ですもの。

委員

別の角度からお聞きするけれども、赤塚の北口の駅前を16メートルにするか22メートルにするかということで相当論議をしたのです。当時、佐川市長だったのですが、佐川市長が、赤塚の駅前は表通りだから、どんなことがあっても広くしなければいけないということであそこを22メートルにした。

ところが、当時の佐川市長さんがおっしゃったことで、一つ、自分がいや一失敗したとおっしゃったことは、南口の道路を16メートルにしてしまった。えらいあそこは混むということで、後年、失敗したのだと。あそこはやっぱり22メートルにすべきだったというようなお話があった。

そのとき、___先生も私も議員をやっていて、論議の中にいたのですが、そういう過程の中で、南口の路線は何というの。何号線というの。16メートル道路。

委員

赤塚駅から高天原。

委員

そう。あそこはまさか3・3・30ではないでしょう。3・6・30でしょう。16メートル道路、2車線だから。

会長

事務局でお答えください。

執行機関

ただ今、___委員からお話がありました赤塚駅から南の高天原に抜ける道路の名称につきましては、都市計画道路3・4・12赤塚駅南口線です。

委員

だから3・4だ。3・3が22メートル。それが3・6になっている。だから11メートル。

委員

切れるよ。切れるから。絶対に切れるから。

委員

きちんとそうやって整理してきたわけだから。

委員

いや、議会で説明したら切れるに決まっているのです。

委員

水戸はそういうふうに都市計画道路を整理してきたから、歴史の中でおっしゃっているわけだから、その辺も考慮して考えてみてください。昔の話を持ち出したけれども、そういうことなのです。

委員

減歩率説明してよ。何%なのか。

会長

事務局、よろしくお願いします。

執行機関

ただ今の___委員のご質問にお答えいたします。

減歩率については、___委員の御指摘のように約33%ございまして、それで反対の方もかなりいたということを聞いております。

また、もう一つが、当初の設定が坪の単価が高い時期の設定でございましたので、その設定単価では、今度は土地の価格が下落してきていましたので、それで事業ができなくなったという状況でございます。

委員

昔は33%だったの、計画は。

執行機関

はい、約33%です。

委員

地元は。

執行機関

地元が67%になります。

あと、区画整理事業については、社会情勢の変化になりまして、地元住民の合意が不可欠でありましたが、地元住民の約6割が反対ということでございましたので、それに伴いまして中止ということになりまして、今回、区画整理事業の廃止、都市計画の廃止ということで、今回、諮問に上げさせていただいているということでございます。よろしくお願いいたします。

委員

減歩率を下げるために、水戸市のほうで先行投資をして、地元で減歩率を下げたあげようというようなことはやりませんでしたか。渡里なんかはやりましたよね。だから、この地区の場合に、そういう公有地というのかな、そういうのは買っていなかった。減歩率を下げるため。

会長

事務局、お答えください。

執行機関

ただ今の___委員の御質問にお答えいたします。

減歩率を下げるために市で土地を買ったかということでございますが、それにつきまして

ては、この根本第一地区については土地を買っていないということでございます。

委員

都市計画道路じゃないの。

執行機関

区画整理です。

委員

買わなかった。

執行機関

はい、そういうことでございます。

委員

何点かお伺いしたいことがあるのですが、根本の区画整理については、冒頭、御説明があったように、平成12年の9月に都市計画決定をして、区画整理でやるという方向で出たわけですが、今御説明があったように、住民の強い反対に遭ったということですよ。ですから、基本的に住民合意がないままに決定が進んでしまったということそのものは、ボタンのかけ違いというか、問題だったのかなと私も思うところなのですが、平成18年に中止を決定されてからにしても10年経っているわけですが、これだけかかった理由というのは何かあるのかなということの一つ聞いておきたいと思います。

それから、今回の地区計画についてなのですが、私も、全体として、生活道路がよくなったり、今、公共下水も入っていませんから、合併浄化槽から側溝へ流してみたり、宅地内の敷地で浸透させたりという、そういう点では非常に遅れてしまっているの、その点が改善されるのは非常に歓迎したいと思うのですが、ただ、今御説明があった資料の中で、地区計画に対して意見があって、1つは賛成ですが、一方の方は反対という意見が寄せられておりますね。これは道路によって、結局、自分の家にかかってしまうので、拡幅しないでほしいという趣旨だと思うのです。

でも、これは結局、区画整理のときにも同じような話であったわけで、今も____さんからもお話があったけれども、33%の自分の宅地の敷地が減ってしまうような区画整理はだめだということだったわけなので、今回またそういうことで、地区計画、もちろん、区画整理ほど道路はできませんし、全然違うのですが、それにしても反対者がいてまた進まないというようなことにならないのかなという懸念をこの意見を見て思ったのですが、その辺がどういうふうか。

委員

減歩はない。

委員

もちろんそうなのですが、この方はそれでも隣接している道路はやめてほしいという趣旨だと思うので、その辺で、道路の線形を例えば工夫して、そういう反対した方がいれば、道路を逆にふるとか、あるいは道路の位置を検討するとかいうようなことを含めてお考えなのかというあたりを聞いておきたい。つまり、この地区計画を決めることで、この地域が早く住みやすい地域になるということは私も望むところなので、その辺の市の今後の考え方を聞いておきたいと思うのです。

それから、生活道路や下水道の整備を速やかにやってほしいという方もたくさんいらっ

しゃると思うので、その辺、どういうふうなスケジュールでお進めになろうとしているのかというあたりもお聞かせいただければと思うのですけれども。

委員

その場合には、あそこは住民は相当減少するからね。その当時、今から30年前からどのくらい減少しているのか、それが事業の進捗に影響があったのか、その辺のところも。

委員

大丈夫だよ、単純買収だから、反対するなら売らなきゃいいんだから。

会長

ありがとうございます。

___委員の御質問にまず答えていただきたいと思います。事業の中止決定が平成18年ですが、そこから時間がかかっているその理由と、それから、地区計画に対して反対されている方に対する対応ですね。それから、生活関連の公共施設の整備の今後のスケジュールなど見通しについてお答えしていただけますでしょうか。

執行機関

ただ今の___委員の御質問にお答えいたします。

10年経過したのはなぜかということでございますが、市内部の協議に時間を費やしてしまいましたので、10年間経過しております。

あと、隣接地、道路反対者なのですが、それにつきましては、線形、道路のどこを通すかというのはまだ決めていませんので、今後、設計を行っていく中で、住民の方々に丁寧な語説明をしまして進めてまいりたいと考えております。

最後でございますが、根本区画整理事業の廃止に伴って、道路、下水のほか、インフラ整備でございますが、それにつきましては、水戸市の3か年実施計画などにまだ乗せていないものですから、今後、3か年実施計画などに乗せながら事業を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

委員

地区計画にしていくこと全体はもちろん賛成なのですが、時間がかかっているということ、住民はずっとそういう思いできたということもよく配慮すべき地域だと私は思っています。

ですので、線形も決まっていないということであれば、当該の区画整理においても、反対者の意向を尊重して、そこは外すとか、あるいは線形を変えるとかというのは対応されているわけですので、そういった経験も踏まえて、住民合意で進むようなことを第一に考えてやっていただきたいなと思います。

会長

ありがとうございます。

根本地区の都市計画関連の審議について大分時間を費やしていますので、次に行きたいと思いますが、改めて、先ほど、県決定に関わる諮問第5号、3・6・30号に戻すというような都市計画道路のナンバーのつけ方、それから、対象となる都市計画道路の範囲を分けられないかというご指摘を多くいただきましたので、それにつきましては、この点については、今日お諮りした結果、いろいろ御意見が出されて、もう一度、審議という形で、

そういうことになってよろしいですか。

____委員。

委員

ただ今、会長から諮問第5号について御説明がございましたが、3・6・30号の変更は、あくまでも赤塚駅前より国道123号線までは3・3・30号、国道123号から水府橋までは3・6・30号ということで決まれば、これは一任します。

以上です。

会長

____委員。

委員

今、議論を聞いていて、私の意見なのですが、3・3・30号について、今おっしゃった第5号の1枚めくると3・6・30赤塚駅水府橋線の説明が一番最後に出ているわけですよ。諮問第5号です。総延長が9,280メートルで幅員が22メートルで、先ほど説明がある赤塚駅からは4車線だけれども、北のほうは2車線ということで、その割合が多いということですよ。ですから、その一連の流れの説明について私は基本的には納得しました。つまり、総延長に対する2車線の割合が50%を超えるということなので。

それによって4車線の地域の整備の部分が不利になるとかということもないというお話だったので、ですから、____さんがおっしゃるように、同じつながっている路線の部分を区切って、路線を変えるという、それは行政上のテクニックの問題なのかもわからないのですが、それ自身が一般的なのかどうかということもあると思うのです。

ですから、それがこの時点でされなくても、それは将来の宿題にするとしても、私は諮問第5号のとおりで通したいと思っておりますけれども、その点は皆さんの意見もあると思います。

委員

なぜ私がしつこくやるか。市議員の人はわかっているのですが、3・3といえれば広い道路なのです。22メートル。赤塚駅前も、さっき____議長が言われたように、南口18メートルは3・4なのです。それが、あの22メートルが3・6になったら、水戸市の都市計画画法の中で基準があるのです。3・3は22メートルですよ。赤塚駅において、片方は3・4で18メートルで、こっちは3・6でいいですよなんて、常識がある人だったらそんなことを認めるわけがないよ。まして市議員がそんなことを認めるわけがないよ。都市計画法を知らない人ですよ。笑われてしまうよ。

会長

事務局からお答えをお願いします。

執行機関

ただ今の____委員の一連の御質問でございますが、3・6・30号線の諮問の第5号につきましては、事務局のほうで、再度、この部分だけは見送りをさせていただきたいと思っております。根本地区の部分の幅員を11メートルにするということはお認めいただいて、この名称の部分、これを分けるかどうか。

その分け方についても、お尻の番号が多分変わってくるのかなと考えておりますので、そういった付番の問題もございますので、これは取り下げという形で、この部分だけさせ

ていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

申しわけありませんでした。

委員

よく都市計画法を勉強しろよ，説明するのは。こんなでたらめな都市計画審議，初めてだぞ。

会長

ありがとうございます。

それでは，部分的に切ってしまう話ではなくて，今日の議論の対象になった諮問第5号については諮問を取り下げるという扱いで。___委員，どうぞ。

委員

私が言っているのは，私がそのときにまたこの問題に触れたときに，私がこの経緯をまた県で説明しなければならない。したがって聞いているのです。だから，出すのか，出さないのか。出したときには，私は30年前から，22メートル道路をつくったときの経緯から話をしていくわけだから。水戸市の歴史も話していかなければならない。あなたたちは県の指示でやっているのだと思うのだけれども。どこの指示でやっているのか，この名称のつけ方をね。

委員

いや，水戸市が笑われてしまう。

委員

だから，その辺のところをきちんと整理しておいて，出すか，出さないか，はっきりしておいたほうがいいと思います。

今，副市長がおっしゃったように，出さないなら，この部分は出しませんと。しかし，この諮問のあそこの部分は出しますよというのだったら，それはそれでいいから。それだけははっきりしておいてください。

委員

全部3・6に直すのか。

委員

そんなことやったら笑われてしまう。

委員

百歩譲って，任せてあるのだから，近いうちに両方で話し合って，会長に報告すれば，それでいいということで，今日はとりあえずこの根本地区のやつをやっているのだから。

会長

それでは，いろいろ御審議いただきましたので。どうぞ，___委員，お願いします。

委員

諮問書の内容についての確認なのですが，3・5・184北見町根本線のほうでございしますが，これを見る限り，国道349号から駅とか三の丸庁舎とか，場合によっては国道51号方面に行く車を想定しているリンクというふうにも見えるのですが，実際にそういう想定になっていないのでしょうか。

といいますのは，諮問書のほうは，土地区画整理事業が中止となるので必要がなくなったという説明になっているのですが，これは，本来ですと，地区に関係のない車がかなり

通りそんな感じを受けますので、その地区に関係のない車が、ここの道がなくなることによって、多分、ほかの道を通ると。そうすると、そのほかの道のほうの渋滞がまあまあ許容限度の中に入っているのです、廃止しても大丈夫ですよというような御説明をされるのが通常なのかなと思うのですが、これがなくなることによって、ほかに混雑がひどくなれば、今よりひどくなるという意味ではなくて、この道路をつくったら、減るはずの混雑が将来にわたっても減りませんよというあたりについて、御検討、あるいは、既に意見募集等をやっておられますが、そのあたりでそういう将来予想されることについて御説明されていたのかどうか、そのあたりについてお教えいただきたいと思います。

会長

3・5・184号線について、根本地区の廃止にかかわらず、それ以外のさまざまな周辺地域との関係における交通量を処理するという意味もあったのではないかという御指摘だと思いますが、それを含めて、今回の廃止というものについて、理由を改めて御説明いただけますでしょうか。

執行機関

ただいまの___委員の御質問にお答えいたします。

北見町根本線といいまして、この路線につきましては、根本第一地区の区画整理事業を行った場合、車の交通量が増えるということの想定でこの土地区画整理事業と北見町根本線を同時に都市計画決定しました。

今回につきましては、区画整理事業を廃止しましたので、そのセットということで北見町根本線を廃止ということにしたわけですが、廃止に当たりまして、混雑等を計算しましたところ、1.25という数字の規定がございまして、その1.25を周辺道路が下回ったということがございますので、今後とも円滑な交通処理が可能と判断したということでございますので、よろしく願いいたします。

委員

1.25を下回ったということで廃止ということであれば、それで了解いたしますが、ただ、そういうことで、ここの地域だけの交通なのかどうか。それから、通常だと、1.0とか0.95ぐらいを超えると渋滞ということで、渋滞させないとか、例えば、大店立地法だったら0.9よりも低くするとか、そういう基準になっているのですが、そのあたりのことについて、市民の方に十分御説明がもうなされたと理解してよろしいのでしょうか。

会長

事務局からお答えください。

執行機関

ただ今の___委員の御質問にお答えいたします。

昨年度、パブリックコメントで市民の方々にお示ししていますので、その点は問題ないかと考えております。

以上でございます。

会長

それでは、根本地区に関する審議はこれぐらいで次に進みますが、諮問第5号についてはいろいろ異議があり、それについては、都市計画道路の格付けといいますか、ナンバーが全体の都市計画の体系の中で非常に重要な意義を持つので、今までの都市計画の区間を、

今回の区間、根本地区に関連する部分が変更されて、全体の中で占めるシェアが半分以下になるといった議論はあるかもしれないけれども、都市計画体系の中での番号付けの意味ということをもう一度議論した上で、都市計画道路を区切るということの可能性も含めて、改めて市の内部で御議論いただき、また諮問に諮っていただくというような形に議論をまとめさせていただきたいと思います。

それでは、次に入りたいと思います。

それでは、次の都市計画道路の見直しにつきまして、事務局から説明をお願いしますでしょうか。

執行機関

それでは、都市計画道路の見直しについて説明いたします。

都市計画道路の見直しに関する諮問は、諮問第4号の都市計画道路の変更、こちらは市決定分となっております。

諮問第5号の都市計画道路の変更、こちらは県決定分でございます。

諮問第6号及び第7号により、路線の変更に伴う用途地域の変更、高度地区の変更について、諮問第8号において、公園区域の変更、諮問第9号において、緑地の変更となっております。

それでは、内容について御説明いたします。

都市計画道路でございますが、延長が長く、その整備費用も多くかかるといったことなどから、決定から整備までに長期間を要している路線が存在します。

また、その間、人口減少や少子高齢化など社会情勢が変化し、決定当時とはその必要性に変化が生じているといった状況となっております。

そこで、決定から長期間が経過している路線について、改めてその必要性を検証し、必要性の低い路線については計画を廃止するなど、都市計画の見直しを行うことといたしました。

次に、本市の都市計画道路の整備状況について御説明いたします。

本市の都市計画道路は、見直しの検討を開始した平成25年4月時点で、国・県・市道合わせて82路線、約237キロメートルを決定しております。

このうち未着手となっている延長が約68キロメートルございまして、さらに決定から20年以上経過し、かつ未着手となっている路線は25路線、延長約50キロメートルとなっております。

今回は、平成25年4月時点で未整備となっている約83.7キロメートルについて、主要交差点等により73区間に区切って見直しの検討を行いました。

対象としては、47路線、73区間となっております。

次に、見直し検討の流れについて御説明いたします。

②の区間の評価ですが、まず、ネットワーク性、防災性など20の指標を用いて点数づけを行いました。

ここで対象路線を平均点以上と平均点以下に振り分ける総体的な評価を行いました。

さらに、平均点以下となった区間について、決定から20年以上経過しているか、あるいは事業に着手しているかといった観点から振り分けを行いました。

そして、20年以上経過した区間については、③個別検証として、上位計画との関連、交

通機能などの絶対評価を行い、さらにここでも評価が低かった区間について、④交通量配分、交通負荷検証を行い、見直した場合の周辺道路への交通の影響を検証し、影響の小さい区間を見直し対象区間として抽出をいたしました。

この結果、水戸市決定のうち、3・5・24号千波線の一部、3・5・31号堀町加倉井線の全線、3・5・103号自由ヶ丘常盤線の全線、3・5・106号大串百合が丘線の一部の計4路線、茨城県決定のうち、3・4・11号元台町浜田線の一部、3・5・19号西原町田野線の一部、3・5・22号元台町元吉田線の一部の3路線に加え、付加車線相当分の都市計画変更が生じる3・5・17号水戸駅赤塚線を加えた計4路線、以上8路線を見直しの対象としております。

それでは、路線ごとに説明をいたします。

まず、3・4・11号元台町浜田線について御説明いたします。

本路線は、藤柄町地内を起点とし、渋井町に至る延長約1,960メートル、幅員18メートルの幹線街路であり、これまでに640メートルの整備が完了しております。

今回は、赤色で図示した区間410メートルについて、国道51号、県道小泉水戸線の整備により交通の円滑化が図られていること、当該区間の街区内において生活道路の整備も概ね完了しているといったことから、この区間を廃止し、延長を1,550メートルに変更するものでございます。

こちらにつきましては、県決定の路線となっております。

次に、3・5・19号西原町田野線について御説明いたします。

この路線は、上水戸1丁目を起点とし、田野町に至る延長約6,220メートル、幅員15メートルの幹線街路であり、これまでに2,210メートルの整備が完了しております。

今回は、赤色で図示した区間約2,620メートルについて、周辺の県道真端水戸線や幹線市道31号線が整備されたことによりまして、市街地から西部地域に至る交通体系の強化が図られていることから、この区間を廃止し、延長を3,600メートルに変更するものでございます。

また、今回の都市計画変更により終点が変更となることから、路線の名称を3・5・19号西原町堀町線に変更するものです。

なお、こちらについても県決定の路線となっております。

次に、3・5・22号元台町元吉田線について御説明いたします。

本路線は、城南3丁目を起点とし、元吉田町へ至る延長約2,720メートル、幅員12メートルの幹線街路であり、これまでに920メートルの整備が完了しております。

今回は、赤色で図示した区間約1,040メートルについて、都市計画道路3・3・1号水戸南口停車場線が整備され、都市計画道路3・3・16号梅香下千波線の4車線化事業が進められていること、県道長岡水戸線により、水戸駅周辺から国道50号バイパスへのアクセス機能が確保されているといったことから、この区間について廃止するものとし、延長を1,680メートルに変更するものでございます。

こちら県決定の路線となっております。

また、本路線が用途地域界となっておりますことから、今回の変更に伴い、第一種住居地域と第一種低層住居専用地域及び第一種高層住居専用地域の用途界を図示のように水路界等へと変更いたします。

併せまして、高度地区についても、この用途地域変更に伴いまして、新たに第一種住居地域となった部分について、高さ20メートルまで建築物を認める第二種高度地区に変更するものでございます。

次に、3・5・24号千波線について御説明いたします。

本路線は、千波町地内を起点とし、笠原町に至る延長約1,860メートル、幅員12メートルの幹線街路であります。

今回は、赤色で図示した区間約560メートルについて、並走する幹線市道13号線の整備や、当該区間が有していた機能が現況の道路によって確保されていることなどから、この区間を廃止し、延長を1,300メートルに変更するものでございます。

なお、本路線は、水戸市決定路線となっております。

次に、3・5・31号堀町加倉井線について御説明いたします。

本路線は、堀町を起点とし、加倉井町に至る延長約2,980メートル、幅員15メートルの幹線街路であり、これまで1,920メートルの整備が完了しております。

今回は、3・3・30号赤塚駅水府橋線から幹線市道27号線までの未整備となっている区間について、並走する渡里102号線の道路改良が進められておりますこと、将来的に代替機能をこちらで有することになりますことから、整備済み区間を含めた全線を廃止するものでございます。

本路線についても、水戸市決定路線となっております。

次に、3・5・103号自由ヶ丘常盤町線について御説明いたします。

本路線は、自由ヶ丘地内を起点とし、常盤町に至る延長約2,240メートル、幅員14メートルの幹線街路であります。

現在、茨城県と水戸市が協力して3・3・2号中大野中河内線の整備を進めており、また、本路線に並走する3・4・8号元台町河和田線が全線完成し、内環状線としての機能を有しておりますことから、こちらは全線を廃止するものでございます。

なお、本路線は、水戸市決定路線となっております。

また、本路線の廃止に伴い、本路線と交差する3・5・17号水戸駅赤塚線の付加車線相当分の幅員を変更するものでございます。

なお、こちらは、茨城県の決定となっております。

次に、本路線についても、こちらは用途地域界となっておりますことから、今回の廃止に伴い、図示のように第二種中高層住居専用地域と第一種住居地域の用途地域界を水路界へと変更するものでございます。

また、3・5・17号水戸駅赤塚線の交差点部の変更に伴いまして、図示の赤い色の部分について、それぞれ近隣商業地域から第二種中高層住居専用地域へ、下の部分が近隣商業地域から第二種住居地域へと変更するものでございます。

また、この用途地域界の変更にあわせ、高度地区について、図示の部分について、31メートルの高さを認める第四種高度地区から、20メートルまでの高さの建築物を認める第二種高度地区へ、25メートルまでの高さの建築物を認める第三種高度地区にそれぞれ変更するものでございます。

また、本路線の一部は偕楽園公園の区域を横断しておりましたので、こちらの路線の廃止に伴いまして、廃止される道路の区域のうち、現道として残っている部分を除いた区域

を借楽園公園の区域に取り込むものでございます。

このことによりまして、借楽園公園の面積が、約63.8ヘクタールから約65.1ヘクタールへと増加するものでございます。

また、本路線は沢渡川緑地区域を横断しておりました。こちらについても、廃止される道路の区域を沢渡川緑地区域に取り込むものでございます。

また、本路線の廃止とは直接の関連性はございませんが、今回の変更にあわせ、常磐大学前の沢渡川緑地区域の一部をバス停車帯とする変更も併せて行います。

これらにより、沢渡川緑地の面積は、約18.7ヘクタールから約20ヘクタールと増加いたします。

次に、3・5・106号大串百合が丘線について御説明いたします。

本路線は、大串町地内を起点とし、百合が丘町に至る延長約3,140メートル、幅員12メートルの幹線街路であり、これまで1,430メートルの整備が完了しております。

今回の都市計画変更では、赤色で図示した区間約1,500メートルについて、並走する国道51号の4車線化、県道下入野水戸線により地域間の連絡機能が確保されているといったことから、この区間を廃止し、延長を1,640メートルに変更するものでございます。

また、今回の都市計画変更により、終点の町丁目が変更になりますことから、路線名称を大串東前線に変更するものでございます。

こちらの路線につきましては、水戸市決定の路線となっております。

最後に、これまでの手続きについて御説明いたします。

昨年8月から9月にかけて、関係地権者へ説明会を実施いたしました。

その後、12月に公聴会を予定しておりましたが、公述申出人がございませんでしたので、こちらは中止となっております。

その後、5月16日から2週間、都市計画案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

説明は、以上でございます。

会長

御説明ありがとうございます。

諮問の第4号から第9号まで、都市計画道路の区間廃止、名称変更など御説明いただきましたが、これについて、御意見、御質問等ありましたら発言をお願いいたします。

____委員。

委員

長期未着手で、また、交通量などから勘案しても、必要性の乏しい路線について、廃止なり延長を短くするなりという変更だと思しますので、基本的には賛成をしたいと思います。いくつか路線があるわけですが、当初は車道も歩道も非常に通行しやすいものとして都市計画道路をつくろうとしたわけ。例えば、前、聞いたことがあるのですが、元台町元吉田線など、県道が非常に幅員が狭く、歩道幅も狭い。その上、側溝の上の歩道が段差が非常にあるということで、通学路としても問題があるという路線は現実に残るわけがあります。

この道路ができないのは、もちろん、必要性に乏しいとか、住宅地が張りついているとか、整備が事業費も含めると、しないというのは妥当な判断だと同時に思うのですが、残

される既存道路のそうした整備という問題については残る問題だと思うのです。

ですから、その辺を併せて、あそこは県道ですが、周辺道路を管理する水戸市や県が、都市計画道路はやらないけれども、周辺道路はほったらかしというのではまずいということも同時にあると思うのです。ですから、その辺の考え方だけお示しいただけないかなと思います。

会長

事務局、お答えください。

執行機関

ただ今____委員のほうから御質問をいただきました件についてお答えさせていただきたいと思えます。

今お話がありました元台町元吉田線の廃止に伴ってのお話かと思いますが、当然、廃止に伴って、既存の道路の安全性については、現道、特に吉田小学校の周辺ですと、通学路になっているところもございまして、実際に県道長岡水戸線の側溝の上は危ないという御指摘も多々受けてございます。

こちらの部分の歩行者の安全確保の件につきましては、これまでも茨城県とどういう形で安全確保をすればいいのか協議を重ねてまいりましたが、引き続き、そちらの安全確保策については、この都市計画道路の見直しとは別に協議を進めていきたいと考えてございます。

会長

ありがとうございます。

他に御意見、御質問ございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

会長

それでは、他に御意見がないということで、各諮問につきましてお諮りしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長

それでは、お諮りいたします。

都計諮問第2号について、賛成の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

会長

ありがとうございます。

都計諮問第3号について、賛成の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

会長

ありがとうございます。

都計諮問第4号について、賛成の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

会長

ありがとうございます。

都計諮問第5号について。

委員

あれ、5号は取り下げると言ったのではなかったでしたか。

会長

諮問自体を取り下げることによろしいでしょうか。

執行機関

赤塚駅水府橋線の部分だけを削るとしたいと思います。

会長

では、継続で審議するというので、今回の諮問からは外すという理解でよろしいでしょうか。

それでは、第5号は外しまして。

____委員、どうぞ。

委員

第5号全部をとという意味なのか、その部分という意味なのか。

執行機関

失礼いたしました。

先ほどのご意見の中で、2つの区間に分けるというお話があったと思います。そちらを決めさせていただく関係がございしますが、根本町の部分についての幅員は11メートルということで御了解をいただいでよろしいでしょうか。

委員

いや、そんなのは了解しても。ただ、3・6か3・3かと。

会長

事務局、お願いします。

執行機関

諮問としてはお諮りいたしまして、ただ、名称の部分、道路の名称を2つに分けるということに関しては御協議させていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

会長

それでは、諮問がもともとありました幅員の変更については諮問があり、いろいろ議論がありましたが、幅員自体を変更するという点については特に異議がなかったということ。

委員

だから、会長、それで全体を3・6・30にするから私が言ったので、3・3・30ならば、その点が全然答弁なくて、取り下げるといふから、取り下げになったと私は思ったのです。

会長

諮問の内容について、名称についてはいろいろ異議がございましたので、名称のつけ方、それから、都市計画道路としての範囲を区切れるかどうかというポイントについては議論をいただきたいと思いますが、今回の根本地区の都市計画の変更に伴う幅員の変更、その部分の幅員を変更するという点については特に異議がないということですので、そこについてはお諮りいただいたということで、それ以外の名称については議論していただく。

委員

だから、諮問第5号というのはここに書いてあるでしょうよ。諮問第5号は都市計画道路の変更でしょうよ。そうすると、ここに書いてあるように、諮問第5号都市計画道路の変更は3・6・30号にするということですから、これは取り下げることだから、諮問第5号は、名称もこれですから、今諮問をされているのは幅員ではないですから。幅員は根本町の区画整理の中でやるという。

会長

諮問のそれぞれの範囲について御説明をよろしいでしょうか。第5号の範囲について、第5号の諮問の内容について、都市計画道路の変更ということについての内容を。

事務局、お願いいたします。

執行機関

それでは、改めまして、3・6・30の部分だけを取り下げた形で諮問をしたいと思いません。

委員

だって、そうしたら、この諮問の第5号と書いてあるのはどういう意味よ。

委員

だめだよ、それでは。

会長

今のお答えは、名称の部分についてだけ取り下げるというご趣旨ですか。

委員

いやいや、諮問第5号都市計画道路の変更(県決定)3・6・30号赤塚駅水府橋線と書いてあるのだから。

委員

だから、名称もこれも変えなよ。

委員

大丈夫なの、県決定なのだから。いい加減なことを言ったって、県決定だから、あなたたち、きちんとしたあれをしないと、審議会をしたときにまた同じ議論をしなくてはならない。

会長

事務局、お願いします。

執行機関

諮問第5号のほうは、こちらの資料でいきまして、都市計画道路の変更、お手元のパワーポイントのスライドでいきますと11ページに含まれています。

都計諮問第5号は、根本第一の都市計画道路3・6・30号のほかに、お手元のスライドの11ページにございます都市計画道路の変更の4路線もございます。ですので、今回のお諮りでは、根本の3・6・30号だけ取り下げて、残りの。

委員

あと3・4・11, 3・5・17, 3・5・19, 3・5・22, これは通してもらいたいと。

執行機関

はい、そうです。その4つについてはお諮りお願いいたします。

委員

では、会長に聞くけど、ここの資料に、根本第一に関する諮問で、この諮問第5号というのは、ここに書いてある中身とこの資料は全然違うのだけど。

会長

資料が2つに分かれているので、そこに書いてありますのは第5号の一部の3・6・30で。

委員

だから、どこに一部と書いてあるのですか。ちょっと見えないんだけど。

会長

そこには書いていないです。

委員

だって、これが根本地区に関する諮問で、諮問が2, 3, 4, 5, 6, 7になっている。だから、こっちにあるでしょう、諮問5号は何だかんだで。

委員

3・6はだから赤塚から水府橋だよ。4車線ができちゃっている。

委員

だって、赤塚駅水府橋っていうのは3・3・30号なんだよ。

こっちが説明しているんだ。ここで説明しろよ。赤塚駅っていうのはどこなんだよ。だから3・6・30になるだろう。だから、赤塚駅の南口は18メートルで3・4なんだ。あんた、本当に都市計画の職員なの。私らはまだ昔の3・6・30号から3・3・30号になったときに、本会議で執行部から説明を受けたんだよ。3・3・と3・4と3・5と3・6は幅員によって違うのだと。だからその変更になった法律を持ってこい。いい加減なことを言うんじゃないよ。いい加減だろうよ。ここに何と書いてあるんだよ。赤塚駅水府橋だろうよ。何でそういういい加減なことを言うんだよ。これ誰がつくったんだよ、諮問を。ちゃんと諮問第5号と書いてあるじゃないか。

会長

スライドは説明のためにつくっておりますので。

委員

スライドではないですよ。ここに書いてある諮問なんですよ、私が言っているのは。ここにスライドも何も書いていないですよ。会長、諮問した題名なのです。赤塚駅水府橋線、それは3・6・30号と書いてあるからだめだと言っているの。そうしたら副市長が取り下げると言ったわけです。

会長

事務局のほうから先ほど御説明がありましたが、都計諮問第5号には3・6・30号に係ることとともに、今、___委員がお手持ちの資料で言いますと、11ページのほうにも都計諮問第5号に関わる都市計画道路がございまして、11ページのほうを御覧になっていただく。

委員

その技ができるかどうかということだな、県決定だから。私はそれを一番懸念しています。

委員

他の部分について私は何も言っていないよ。私はこの次言ったもん。

会長

除いてやろうということですね。

委員

これなんか一つも私は聞いていないですよ。

委員

だから、ここに全部含まれてしまっているの、____さんがおっしゃっている路線だけ外して使えよう。

委員

だから、こんなのなんか一言も言っていないでしょうよ。

じゃあ、今度は、前例になりますから、会長、諮問案というのは、こうやって出た場合、中は全部分離できるのですね、法律上。これはだめですよ、これはいいよ、これはだめでいきましょう。私は、諮問第5号というのは全部まとめて諮問されていると思っている。それを中身はばらばらで諮問されているとは思っていません。だから、この表題に諮問第5号と書いてあるのではないですか。

会長

この審議会で議論して、今回、今までの議論を踏まえますと、____委員御指摘のとおり、3・6・30号線ということについては御異議がございましたので。

執行機関

会長、すみません。

会長

どうぞ、事務局。

執行機関

すみません、先ほどの私の説明が間違っておりました。諮問第5号全体を一旦諮問から取り下げさせていただきまして、県と改めて協議をしていきたいと思えます。

委員

それが当たり前です。

執行機関

一旦、保留という形にさせていただいて、改めてまた諮問を出したいと思えます。

委員

なぜかという、3・3が3・6になったら、その間に3・4、3・5が入っているんだよ。

委員

全部変更としても何か支障はないの、別に。県の変更を取り下げるんだよ。その都市計画道路だけ残しておくの。そんなばかな話もあるかな。間違っていると思うんだよな。

だから、3・3と3・4と分けろというんだよ。そうすればもうできてしまっているのだから、3・3で、途中までは。だから、国道とか何かで分けるという仕切り線があるだろうよ。そこから今度は名称を変えればいいのでしょうよ、水府橋線まではこれを廃止とか。

委員

一応、分離ということになりますけれども、会長、それで諮って。

会長

第5号については、全体を一つのまとまった諮問として全体を取り下げるという御発言がありましたので、そのとおり、第5号については今回の諮問の対象にならないという整理にさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「継続審議」の声あり〕

会長

継続審議ということで、今回の諮問の対象ではないと。

どうぞ、___委員。

委員

そうすると、この後の第6号のところで、3・6・30号という文言が入っているものもかかってきてしまうので、そうすると、そこもはじめてまた取り下げることになるのですか。

委員

まだ3・6・30号と決まっていないのに、確認がおかしいね。

委員

例えば、第6号の3ページ目の根本地区のところの下から2行目、ここは3・6・30になってしまっているので、第5号を取り下げてしまうと、ここも整合性がつかなくなってしまっているのではないのでしょうか。

会長

今回のその部分、名称の言い方が3・6・30になっていますので、そのままですと不整合が生じますので、いかがでしょうか。こちらのほうについては。

委員

だけど、会長、これは北見町というけれども、北見町も廃止になったのでしょうか。3ページの3・6・30号赤塚駅水府橋線では、赤塚1丁目起点とし、水戸市北見町へ至る延長9,280メートル、北見町の茨城新聞のところから落ちる道路が廃止になったのでしょうか。この文章も水府橋までと思うのだけれども。

会長

すみません、何ページ。

委員

これの。

会長

第5号の一括継続審議の内容がほかの審議事項に関わっている部分がありますが、そこについての対処の方法についてご回答いただけますでしょうか。

執行機関

ただいまの件でございます。確かに、___委員の御指摘のとおり、こちらを取り下げるといったことによって、ほかの部分についても不整合が出てきてしまうという都合があるものですから、こちら全体を一旦継続審議ということでお願いしたいと思います。改めて整理をしまして、また再度、諮問を行いたいと思います。

会長

今おっしゃったのは、全部。

執行機関

諮問第2号から第9号まで、全て継続という形でお願いします。

会長

分離して部分的に諮るということではなく、全体ということで、それで再整理ということとよろしいでしょうか。

それでは、先ほど、第2号、第3号、第4号については、一旦個別にお諮りして、結果、賛成多数、全員賛成ということでご了解いただいた状態でしたが、改めて、第2号、第3号、第4号について、あるいは第5号も先ほども議論がありましたので、第6号、第7号、第8号、第9号まで、全体について諮問は今回は取り下げて、継続の審議対象ということになりましたので、今回はお諮りする内容がそもそもなくなりましたので。

委員

会長、取り下げないで、継続でいいですから。

会長

今回は諮らずに、継続審議という整理になりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ほかに審議事項はもう残されておられませんので、本日の審議は、継続審議ということで終了させていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

執行機関

3・3・30の件につきましては、継続とさせていただきますして、提案をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

どうも申しわけありませんでした。ありがとうございました。